

1. 平成24年度介護報酬改定について

- 平成24年度介護報酬改定については、社会保障審議会介護給付費分科会においてご議論いただき昨年12月7日に審議報告がとりまとめられた。また、介護報酬の改定率について、12月21日にプラス1.2%とすることが示されたことを受け、同審議会に対して平成24年度介護報酬改定案についての諮問を行い、本年1月25日に了承との答申をいただいた。
- 今回の介護報酬改定は、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、昨年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う新たな介護サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）への対応、診療報酬との同時改定に伴う医療と介護の機能分化・連携の強化、介護職員の人材確保などを行うことが課題であった。
- また、昨年6月の社会保障・税一体改革案において描かれた、介護サービス提供体制の効率化・重点化と機能強化に向けて、措置を講じることが必要であった。
- 上記を踏まえ、今回の介護報酬改定に関しては、①地域包括ケアシステムの基盤強化、②医療と介護の役割分担・連携強化、③認知症にふさわしいサービスの提供、④地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保という4つの基本的な視点に立った改定を行った。
- まず、地域包括ケアシステムの基盤強化については、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを可能にするため、高齢者の自立支援に重点を置いた在宅・居住系サービス、要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高い高齢者に対応した在宅・居住系サービスについて評価を行った。また、重度者への対応、在宅復帰、医療ニーズへの対応など、各介護保険施設に求められる機能に応じたサービス提供の強化を図ることとした。
- 医療と介護の役割分担・連携強化については、医療ニーズの高い高齢者に対し、医療・介護を切れ目なく提供する観点から、医療と介護の役割分担を明確化し、連携を強化するため、在宅生活時の医療機能の強化に向けた、新サービスの創設及び訪問看護、リハビリテーションの充実並びに看取りへの対応強化、介護施設における医療ニーズへの対応、入退院時における医療機関と介護サービス事業者との連携を促進することとした。

- 認知症にふさわしいサービスの提供については、認知症の人が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けていくため、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等において必要な見直しを行った。
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保については、介護職員処遇改善交付金を創設することなどにより介護職員の処遇改善を行ってきたが、引き続き介護職員の安定的な人材確保を行うために、今回の改定において「介護職員処遇改善加算」を創設し、現行の交付金により講じてきた処遇改善と同様の取組を介護報酬の中で行うこととした。

また、地域間の人件費の差を考慮するため、国家公務員の地域手当に準じた見直しを行った。
- このように、今回の改定は、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で尊厳を持って在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアの構築を目的としたものであり、医療と介護の連携や機能強化が一層図られるものと考えている。
- 今回の介護報酬改定に伴う基準省令及び報酬告示の改正については、現在、パブリックコメントを実施中（2月24日締め切り）である。省令・告示についてはパブリックコメントの終了後、可能なものから順次公布することとしている。
- また、本日の会議資料として、関係通知の現段階のたたき台を情報提供させていただいている。関係通知及び疑義解釈（Q&A）についても、今後、検討を進め、可能な限り速やかに発出・情報提供を行う予定であるので、各都道府県においても、あらかじめご承知いただくとともに、市町村や関係団体等への情報提供をよろしく願います。
- 最後に、現在、都道府県が行っている介護報酬の支給申請に係る事務については、地方分権改革において、4月1日以降指定都市や中核市において行うこととなるため、都道府県においては、各都道府県内の指定都市及び中核市と積極的に連携し、円滑な施行に向けて取り組んでいただくようお願いする。

平成24年度介護報酬改定の基本的考え方①

「平成24年度介護報酬改定に関する審議報告」(平成23年12月7日)より作成

介護保険制度の基本理念

介護保険の目的は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった人びとが「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」ことであり、介護保険給付の内容及び水準は、「被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」とされている。

基本認識

1. 地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、本年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う新たな介護サービス等への対応、診療報酬との同時改定に伴う医療と介護の機能分化・連携を強化する。
2. また、本年6月の社会保障・税一体改革成案において描かれた、介護サービス提供体制の効率化・重点化と機能強化に向けて、必要な措置を講じる。
3. さらに、現在の日本が置かれている厳しい社会経済状況や東日本大震災の影響など、介護保険制度を取り巻く環境にも広く配慮する。
4. 介護報酬の全体的な水準については、賃金・物価の下落傾向、介護事業者の経営状況の改善傾向などを踏まえつつ、介護給付費の増加による保険料の上昇幅をできる限り抑制する必要がある一方、介護職員の安定的な確保に向けて処遇改善を継続する必要があることに留意し、適正なものとする必要がある。

介護保険制度の基本理念を追求するため、上記の基本的な認識の下で改定を実施。

平成24年度介護報酬改定の基本的考え方②

地域包括ケアシステムの構築推進

地域包括ケアシステムの基盤強化

- 在宅・居住系サービスの機能強化
 - ・高齢者の自立支援に資するサービスへの重点化
 - ・要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高い高齢者への対応強化

○施設の機能強化

- ・介護保険施設に求められる機能(在宅復帰、要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高い高齢者への対応)に応じたサービス提供の強化

医療と介護の役割分担・連携強化

- 在宅生活時の医療機能の強化に資する、サービスの充実及び看取りの対応強化
- 介護施設における医療ニーズの対応強化
- 入・退院時における医療機関と介護事業者との連携促進

認知症に相応しいサービスの提供

地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保

- 介護報酬において、事業者における処遇改善を評価する。
- 地域間の人件費の差を考慮するため、国家公務員の地域手当に準じた見直しを行う。

今後の課題(介護の基本理念の追求)

ケアプラン・ケアマネジメントの
評価・検証手法の確立

認知症のケアモデルの
開発及び体制整備

介護サービスの質の向上に
向けた評価手法の確立

平成24年度介護報酬改定の改定率について

財務大臣・厚労大臣合意・政調会長確認文書【抄】（平成23年12月21日）

1. 診療報酬改定（略）

2. 介護報酬改定等

平成24年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、以下の改定率とする。

介護報酬改定

+1.2%

在宅 +1.0%

施設 +0.2%

（改定の方角）

- ・ 介護サービス提供の効率化・重点化と機能強化を図る観点から、各サービス間の効果的な配分を行い、施設から在宅介護への移行を図る。
- ・ 24時間定期巡回・随時対応サービスなどの在宅サービスや、リハビリテーションなど自立支援型サービスの強化を図る。
- ・ 介護予防・重度化予防については、真に利用者の自立を支援するものとなっているかという観点から、効率化・重点化する方角で見直しを行う。
- ・ 介護職員の処遇改善については、これを確実に行うため、これまで講じてきた処遇改善の措置と同様の措置を講ずることを要件として事業者が人件費に充当するための加算を行うなど、必要な対応を講じることをとする。

(参考)各サービスの収支差率と賃金・物価の動向

サービスの種類	平成20年	平成23年	サービスの種類	平成20年	平成23年
介護老人福祉施設	3.4%	9.3%	通所介護	7.3%	11.6%
介護老人保健施設	7.3%	9.9%	通所リハビリテーション	4.5%	4.0%
介護療養型医療施設(病院)	3.2%	9.7%	短期入所生活介護	7.0%	5.6%
認知症対応型共同生活介護	9.7%	8.4%	福祉用具貸与	1.8%	6.0%
訪問介護	0.7%	5.1%	居宅介護支援	-17.0%	-2.6%
訪問入浴介護	1.5%	6.7%	小規模多機能型居宅介護	-8.0%	5.9%
訪問看護	2.7%	2.3%	特定施設入居者生活介護	4.4%	3.5%

	平成21年	平成22年	平成23年 (年度途中)	平成21～23年 累積
賃金	▲1.5%	0.2%	▲0.4%	▲1.7%
物価	▲1.7%	▲0.4%	▲0.1%	▲2.2%

平成24年度介護報酬改定のポイントについて

地域包括ケアの推進

1. 在宅サービスの充実と施設の重点化

中重度の要介護者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるようなサービスの適切な評価及び施設サービスの重点化。

- ・日中・夜間を通じた定期巡回・随時対応サービスの創設（新サービス）
- ・複合型サービス（小規模多機能＋訪問看護）の創設（新サービス）
- ・緊急時の受入の評価（ショートステイ）
- ・認知症行動・心理症状への対応強化等（介護保険3施設）
- ・個室ユニット化の推進（特養、ショートステイ等）
- ・重度化への対応（特養、老健、グループホーム等）等

2. 自立支援型サービスの強化と重点化

介護予防・重度化予防の観点から、リハビリテーション、機能訓練など自立支援型サービスの適切な評価及び重点化。

- ・訪問介護と訪問リハとの連携の推進
- ・短時間型通所リハにおける個別リハの充実（通所リハ）
- ・在宅復帰支援機能の強化（老健）
- ・機能訓練の充実（デイサービス）
- ・生活機能向上に資するサービスの重点化（予防給付）等

3. 医療と介護の連携・機能分担

診療報酬との同時改定の機会に、医療と介護の連携・機能分担を推進。

- ・入院・退院時の情報共有や連携強化（ケアマネジメント、訪問看護等）
- ・看取りの対応の強化（グループホーム等）
- ・肺炎等への対応の強化（老健）
- ・地域連携パスの評価（老健）等

4. 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ・介護職員処遇改善加算の創設
- ・人件費の地域差の適切な反映
- ・サービス提供責任者の質の向上等

1. 在宅サービスの充実と施設の重点化

○定期巡回・随時対応サービスの創設

日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に、又は密接に連携しながら提供するサービスであり、中重度者の在宅生活を可能にする上で重要な役割を担う。

＜基本報酬(1月につき)＞

①訪問看護サービスを利用する場合

要介護1 9,270単位、要介護2 13,920単位、要介護3 20,720単位、要介護4 25,310単位、要介護5 30,450単位

②訪問看護サービスを利用しない場合

要介護1 6,670単位、要介護2 11,120単位、要介護3 17,800単位、要介護4 22,250単位、要介護5 26,700単位

○複合型サービス(小規模多機能型居宅介護＋訪問看護)の創設

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有した複合型サービスを創設する。

＜基本報酬(1月につき)＞

要介護1 13,255単位、要介護2 18,150単位、要介護3 25,111単位、要介護4 28,347単位、要介護5 31,934単位

○緊急時の受入の評価(ショートステイ)

緊急時の円滑な受入れを促進する観点から、一定割合の空床を確保している事業所の体制(短期入所生活介護のみ)や、緊急時の受入の評価を行う。

①短期入所生活介護

緊急短期入所体制確保加算(新規) ⇒ 40単位/日、緊急短期入所受入加算(新規) ⇒ 60単位/日

②短期入所療養介護

緊急短期入所受入加算(新規) ⇒ 90単位/日

○認知症行動・心理症状への対応強化(介護保険3施設)

認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となった場合の受入れについて評価を行う。

認知症行動・心理症状緊急対応加算(新規) ⇒ 200単位/日

○個室ユニット化の更なる推進

- ①ユニット型個室、従来型個室、多床室の報酬水準の適正化(特養、ショートステイ)
- ②ユニット型個室の第3段階の利用者負担の軽減(介護保険3施設、ショートステイ)
第3段階・ユニット型個室の居住費負担限度額を、1月当たり約1万円減額。

○重度化への対応(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム等)

施設等の重点化・機能強化等を図る観点から、要介護度別の報酬設定を行う。

2. 自立支援型サービスの強化と重点化

○訪問介護と訪問リハビリテーションとの連携の推進

利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成することに対する評価

①訪問介護

生活機能向上連携加算（新規）⇒ 100単位／月（3ヶ月間算定可能）

②訪問リハビリテーション

要訪問介護事業所のサービス提供者と連携した場合の加算⇒300単位／回（3月に1回を限度に算定可能）

○短時間型通所リハにおける個別リハビリテーションの充実（通所リハビリテーション）

医療保険から介護保険の円滑な移行及び生活期におけるリハビリテーションを充実させる観点から、個別リハビリテーション実施加算の算定要件を見直す。

・所要時間1時間以上2時間未満において、個別リハビリテーション実施加算の1日複数回算定を可能とする

○訪問リハビリテーションの提供体制の充実

・訪問リハビリテーションに係る医師の診察頻度の見直し

指示を行う医師の診察の日から1月以内 ⇒ 指示を行う医師の診察の日から3月以内

・介護老人保健施設から提供する訪問リハビリテーションの要件を緩和

介護老人保健施設から提供する訪問リハビリテーションの実施を促進する観点から、病院・診療所から提供する訪問リハビリテーションと同様の要件に緩和。（診察の日から1月以内⇒3ヶ月ごとに診察を行った場合に継続的な訪問

リハビリテーションの実施が可能）

○介護老人保健施設の在宅復帰支援機能の強化

在宅復帰支援型の介護老人保健施設を強化する観点から、在宅復帰の状況及びベッドの回転率を指標とした報酬体系の見直し等を行う。

・在宅復帰率及びベッドの回転率が高い施設をより評価した基本施設サービス費の創設

・在宅復帰・在宅療養支援機能加算の創設

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（新規）⇒ 21単位／日

・入所前に入所者の居宅を訪問し、早期退所に向けた計画を策定する場合を評価

入所前後訪問指導加算（新規）⇒ 460単位／回＜入所者1人につき1回を限度＞

○生活援助の時間区分の見直し(訪問介護)

サービスの提供実態を踏まえとともに、限られた人材の効果的活用を図り、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、そのニーズに対応したサービスを提供する観点から、時間区分を見直し。

30分以上60分未満	229単位/回	⇒	45分以上
60分以上	291単位/回		
			20分以上45分未満 190単位/回
			235単位/回

また、身体介護に引き続き生活援助を行う場合も併せて時間区分を見直し

○機能訓練の充実(通所介護)

従来の個別機能訓練加算を再編し、利用者個別の心身の状況を重視した機能訓練(生活機能向上を目的とした訓練)を適切な体制で実施した場合を評価。

個別機能訓練加算(Ⅱ)(新規) ⇒ 50単位/日

○生活機能向上に資するサービスの重点化(予防給付)

- ①複数のプログラムを組み合わせて実施した場合の評価(介護予防通所介護及び介護予防通所リハ)
 選択的サービス(運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス)のうち、複数のプログラムを組み合わせて実施した場合の評価の創設
 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)(新規) ⇒ 480単位/月 <選択的サービスのうち2種類実施の場合>
 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)(新規) ⇒ 700単位/月 <選択的サービスのうち3種類実施の場合>
- ②事業所評価加算の評価及び算定要件の見直し(介護予防通所介護及び介護予防通所リハ)
 事業所評価加算 100単位/月 ⇒ 120単位/月(選択的サービスを60%以上実施していることを算定要件に追加)
- ③生活機能向上グループ活動加算(介護予防通所介護)
 アクティビティ実施加算を見直し、利用者の生活機能の向上を目的に、日常生活に直結したプログラムをグループで実施した場合を評価
 生活機能向上グループ活動加算(新規) ⇒ 100単位/月(1週間に1回以上実施の場合)
- ④生活機能向上連携加算(介護予防訪問介護及び介護予防訪問リハ)【再掲】
 訪問介護、訪問リハと同様

○重度化への対応(介護老人福祉施設、グループホーム等)【再掲】

施設等の重点化・機能強化等を図る観点から、要介護度別の報酬設定を行う。

○利用者の住居と同一の建物に所在する事業所に対する評価の適正化

【訪問系サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護】

サービス付き高齢者向け住宅等の建物と同一の建物に所在する事業所が、当該住宅等に居住する一定数以上の利用者に対し、サービスを提供する場合の評価を適正化する。

同一建物に対する減算 ⇒ 所定単位数に90／100を乗じた単位数を算定

＜算定要件＞

- ① 利用者が居住する建物と同一の建物(※)に事業所であって、当該住宅に居住する利用者に対して、前年度の月平均で30人以上にサービスを提供していること。(小規模多機能型居宅介護にあっては登録定員の80%以上)
- ② 当該住居に入居する利用者に行ったサービスに対してのみ減算を行うこと。
(※)介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅

【通所系サービス：通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護】

通所サービス事業所と同一建物に居住する利用者については、真に送迎が必要な場合を除き、送迎分の評価の適正化を行う。

同一建物に対する減算 ⇒ 所定単位数から94単位／日を減じた単位数を算定

＜算定要件＞

- ① 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から当該事業所に通い通所系サービスを利用する者であること。
- ② 傷病等により、一時的に送迎が必要な利用者、その他やむを得ず送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行う場合は減算を行わないこと。

○居宅療養管理指導を同一建物居住者に行う場合の適正化

医療保険との整合性を図る観点から、同一建物居住者に対して居宅療養管理指導を行う場合の評価を適正化する。

【医師が行う場合】	居宅療養管理指導費(I)	500単位／月	⇒	同一建物居住者に行う場合	450単位／月
	居宅療養管理指導費(II)	290単位／月	⇒	同一建物居住者に行う場合	261単位／月
【歯科医師が行う場合】	居宅療養管理指導費	500単位／月	⇒	同一建物居住者に行う場合	450単位／月
【看護師が行う場合】	居宅療養管理指導費	400単位／月	⇒	同一建物居住者に行う場合	360単位／月

3. 医療と介護の連携・機能分担

○入院・退院時の情報共有や連携強化

【ケアマネジメント】

- ①医療連携加算の見直し
医療連携加算 150単位／月 ⇒ 入院時情報連携加算(Ⅰ) 200単位／月＜病院又は診療所に訪問する場合＞
入院時情報連携加算(Ⅱ) 100単位／月＜病院又は診療所に訪問しない場合＞
- ②退院・退所加算の見直し
退院・退所加算(Ⅰ) 400単位／月 ⇒ 退院・退所加算 300単位／回＜入院等期間中に3回まで算定可能＞
退院・退所加算(Ⅱ) 600単位／月
- ③緊急時等居宅カンファレンス加算の創設
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
緊急時等居宅カンファレンス加算(新規) ⇒ 200単位／回＜1月に2回を限度として算定可能＞

【訪問看護、定期巡回・随時対応サービス、複合型サービス】

- ④医療機関と共同した退院支援の評価
医療機関等からの退院後に、円滑に訪問看護が提供されるよう、入院中に訪問看護ステーション等の看護師等が医療機関と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合の評価
退院時共同指導加算(新規) ⇒ 600単位／回

○肺炎等への対応の強化(介護老人保健施設)

入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について評価する。
所定疾患施設療養費(新規) ⇒ 300単位／日＜1回につき7日間を限度＞

○地域連携パスの評価(介護老人保健施設)

大腿骨頸部骨折及び脳卒中について、地域連携診療計画に係る医療機関から利用者を受け入れた場合について評価する。
地域連携診療計画情報提供加算(新規) ⇒ 300単位／回＜入所者1人につき1回を限度＞

○看取り対応の強化（単位及び算定要件の見直し）

	特定施設 入居者 生活介護 【看取り介護 加算】	認知症対応型 共同生活介護 【看取り介護加算】	介護老人 福祉施設 【看取り 介護加算】	介護療養型 老人保健施設 【ターミナル ケア加算】	訪問看護（※） 【ターミナル ケア加算】
死亡日					
死亡前日～前々日	—	80単位/日	1,280単位/日	315単位/日	2,000単位/死亡月
死亡4日～14日前			680単位/日		
死亡15日～30日前			80単位/日	200単位/日	

改定後

	1,280単位/日	1,280単位/日	1,280単位/日	1,650単位/日	1,700単位/日	2,000単位/死亡月
死亡日						
死亡前日～前々日	680単位/日	680単位/日	680単位/日	820単位/日	850単位/日	
死亡4日～30日前	80単位/日	80単位/日	80単位/日	160単位/日	160単位/日	
算定期間	「共同して介護を行う 看護師は、当該事業所 の職員又は当該事業所 と密接な連携を確保でき る範囲内の距離にある 病院・診療所・訪問看護 ステーションの職員に限 る。」との規定を追加					「死亡日前14日以内に2 回以上のターミナルケア の実施した場合」との規 定を、「死亡日及び死亡 日前14日以内に2日以 上のターミナルケアの実 施した場合」に変更 【要件緩和】

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスについても同様

（参考） 介護老人福祉施設の配置医師と在支診・在支病といった外部の医師が連携して、特養における看取りを行った場合について、診療報酬において評価を行う。

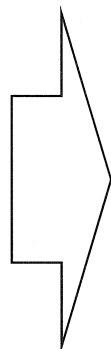
○介護職員のたんの吸引等の実施（訪問介護、訪問看護、特養）

- ①訪問介護及び特養における加算の算定要件の見直し
訪問介護における特定事業所加算及び特養における日常生活継続支援加算の算定要件に、たんの吸引等が必要
な者を追加
- ②訪問看護
訪問介護事業所と連携した利用者に係る計画作成の支援等について評価
看護・介護職員連携加算（新規） ⇒ 250単位/月

(参考1) 地域区分にかかる一単位の単価について

〈現行〉

		地域割り (上乗せ割合)				
		特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
		15%	10%	6%	5%	0%
人件費割合	70%	11.05円	10.70円	10.42円	10.35円	10円
	55%	10.83円	10.55円	10.33円	10.28円	10円
	45%	10.68円	10.45円	10.27円	10.23円	10円



〈改定案〉

		地域割り (上乗せ割合)					
		1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地
		18%	15%	12%	10%	6%	3%
人件費割合	70%	11.26円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円
	55%	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円
	45%	10.81円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円

自治体：1742 (H23.12.31現在)

兵庫県伊丹市及び川西市における上乗せ割合は、経過措置として9%とする。

東京都東大和市及び武蔵山田市、大原府熊取町並びに兵庫県明石市における上乗せ割合について、平成24年度から平成28年度までの間は、経過措置として5%とする。

※ この表に開ける名称は、平成24年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同じにおける区域によって示された地域とする予定。